

令和 7 年度

市民税・県民税 特別徴収のしおり

この「特別徴収のしおり」は、特別徴収の事務手続きについてまとめたものです。
ご不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせして下さい。

－ 目 次 －

1	市・県民税の特別徴収について	・・・ P. 1
2	異動届出書の提出について	・・・ P. 2
	異動届出書の記載例 1（退職後普通徴収）	・・・ P. 2
	異動届出書の記載例 2（退職後一括徴収）	・・・ P. 2
	異動届出書の記載例 3（転勤後特別徴収継続）	・・・ P. 3
	異動届出書の記載例 4（特別徴収へ切り替え）	・・・ P. 3
3	退職所得にかかる市・県民税の特別徴収について	・・・ P. 4
4	市・県民税の算出について	・・・ P. 6
5	事業所の名称等の変更について	・・・ P. 6
6	外国人を雇用する事業所の方へ	・・・ P. 6

<届出様式>※各様式はコピーしてご利用ください。

- ・給与所得者異動届出書
- ・法人等の異動・変更届出書
- ・郵便局の指定について
- ・特別徴収額の納期の特例に関する承認申請書

届出様式は相馬市ホームページ

からダウンロードできます

市県民税特別徴収の届け出



①ホームページ

ホーム → 暮らし・手続き →
申請書ダウンロード → 市県民税特別徴収の届け出

②ダウンロード可能な様式

- ・給与所得者異動届出書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・納期の特例に関する申請書
- ・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

<問い合わせ先>

〒976-8601

福島県相馬市中村字北町 63 番地の 3

相馬市 総務部 税務課 市民税係

電話 (0244) 37-2127 (直通)

FAX (0244) 35-4196

1 市・県民税の特別徴収について

[1] 特別徴収とは

個人住民税（市・県民税）の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入する制度です。

給与所得者の個人住民税特別徴収



[2] 納税義務者への通知書の交付について

緑色の特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は各納税義務者に次の給料日までに必ず交付してください。
退職などにより納税義務者本人に交付できない場合は、異動届出書と一緒に返送してください。

返送期限・・・[令和7年5月27日（火）必着]

[3] 特別徴収税額の納入について

青色の特別徴収税額の決定通知書に記載された税額を6月から翌年5月までの12か月で、特別徴収した翌月の10日までに別添納入書により納入ください。

特別徴収税額を通知した後に、税額の変更などがあった場合、相馬市から税額変更通知書を送付（毎月16日頃）いたしますが、改めて“納入書”は送付いたしませんので、以下の記載例を参考に納入金額を変更して納入ください。

納入金額①の金額に変更があった場合は、二重線にて抹消し、納入金額②の欄に給与分、退職所得分、合計額を記入してください。

○納入場所（指定金融機関）

東邦銀行、七十七銀行、福島銀行、大東銀行

相双五城信用組合、あぶくま信用金庫

ふくしま未来農業協同組合、東北労働金庫

相馬市役所会計課、相馬市各出張所

福島県信用漁業協同組合連合会 相馬営業店

※上記金融機関がない場合：最寄りのゆうちょ銀行

※銀行振込の場合：東邦銀行 相馬支店 普通口座

244 相馬市会計管理者

福島県相馬市 市県民税 特別徴収 納入済通知書②			
市区町村コード	口座番号	加入者名	
072095	02100-1-960036	福島県相馬市会計管理者	
令和7年 10月 00433136			納入金額① 96,000
給与分 96000			
退職所得分 100000			
合計額 196000			
納期限 令和7年11月10日			
取りまとめ局 仙台貯金事務センター (〒980-8794)			
領収日付印			(特別徴収義務者) 住所〒976-0042 相馬市中村字北町63番地の3 相馬物産(株)

※市民税・県民税（給与からの特別徴収）は口座振替できません。

※指定金融機関以外の銀行によっては、取扱手数料の必要な場合がありますので、その際はゆうちょ銀行をご利用ください。ただし、新たに特別徴収義務者となられた事業所でゆうちょ銀行での納付を希望される場合は綴じ込みの「指定通知書」をゆうちょ銀行へ提出してください。

[4] 納期の特例について

給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回（12月と翌6月）に分けて納入することができる制度です。希望する場合は、綴じ込みの「納期の特例に関する申請書」を市民税係まで提出してください。

※年度の途中から特例を受ける場合は、申請の承認を受けた日の属する月から特例の対象となります。

〔2〕 転勤などの異動があったとき

転勤などにより特別徴収を行う事業所が変更になる場合は、新たに特別徴収を行う事業所を経由して異動届出書を提出してください。（記載例3）

なお、新勤務先に月割額や徴収開始月などをご連絡いただいたうえ、異動届出書をご提出ください。

[illegible]

[3] 入社などの異動があったとき

入社などにより新たに特別徴収を開始する場合は、未納の普通徴収分のうち、納期が到来していない税額について特別徴収へ切り替えることができます。（記載例４）

なお、二重納付防止のため、未使用の普通徴収の納付書を異動届出書に添付してご提出ください。

[illegible]

※異動届出書などの様式については、本しおりからコピーして利用いただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

3 退職所得にかかる市・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、退職手当等の支払を受ける人のその年の1月1日現在における住所地の市町村に納入することになります。

納入の税額は、給与にかかる特別徴収税額とあわせて、徴収した月の翌月10日までに別添納入書により納入ください。この場合、納入書の納入金額 **(A)** の欄に退職所得分、合計額及び裏面の納入申告書を記入してください。

また、納入内容を確認するため、所得税の退職所得の源泉徴収票と複写になっている特別徴収票を、1部相馬市税務課へご提出ください。

福島県相馬市 市民税 納入済通知書	
市区町村コード 072095	口座番号 02100-1-960036
納入者名 福島県相馬市会計管理者	
月別 令和7年 10月	納入金額(円) 96,000
納入済通知書の納入金額欄に「Y」記号は記入しないでください。	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	
納期限 令和7年 11月10日	納入済通知書の納入金額欄に「Y」記号は記入しないでください。
取りまとめ局 仙台野金事務センター (〒980-8794)	
徴収日付印	
(特別徴収義務者) 住所 〒976-0042 相馬市中村字北町63番地の3 相馬物産(株)	

納入書裏面 市民税 納入申告書	
相馬市長 (受付印)	
令和7年 11月 10日提出	
令和7年 10月分	人員 1人
退職手当等支払金額	100,000
特別徴収税額	6,000
市民税額	4,000
県民税額	
住所(居住)又は所在地	相馬市中村字北町63番地の3
氏名又は名称	相馬物産(株)
法人番号又は個人番号	1234567890123
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。	
※別添、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(市町村提出用)を提出してください。	

[1] 退職所得の金額

所得税法 30 条第 2 項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

※ 所得税法第 30 条第 4 項に規定する役員等で、勤続年数が 5 年以下である者が支払いを受ける場合については、収入金額から退職所得控除額を控除した額が退職所得の金額となります

※ 役員等でないものの勤続年数 5 年以下である者が支払いを受ける場合について、収入金額から退職所得控除額を控除した額のうち、300 万円を超える部分について、上記 1/2 ができません。

※ 計算結果による 1,000 円未満の端数切捨て。

[2] 退職所得控除額の計算

所得税法 30 条第 3 項及び第 4 項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在籍中に障害者に該当したことにより退職した場合は、次の金額に 100 万円を加算した金額が控除額となります。

勤続年数が 20 年以下の場合

$$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数} \quad (80 \text{ 万円に満たないときは、} 80 \text{ 万円})$$

勤続年数が 20 年を超える場合

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$$

[3] 勤続年数の計算

所得税法施行令第 69 条及び第 70 条の規定の例により計算します。1 年未満の端数が生じたときは、1 年として計算します。

[4] 特別徴収すべき税額

退職所得
の金額

×

税率	
市民税	県民税
6 %	4 %

=

特別徴収すべき税額	
市民税額	県民税額

(1,000 円未満切り捨て)

(100 円未満切り捨て)

<計算例>

勤続年数 33 年、退職金額 22,000,031 円の退職金の支払を受けた場合

①退職所得控除額の計算

8,000,000 円 + [700,000 円 × (33 年 - 20 年)] = 17,100,000 円

②退職所得の金額

(22,000,031 円 - 17,100,000 円) × 1/2 = 24,500,016 円…2,450,000 円 (1,000 円未満の端数切り捨て)

③退職所得にかかる住民税額

市民税…2,450,000 円 × 6 % = 147,000 円

県民税…2,450,000 円 × 4 % = 98,000 円

市・県民税 = 147,000 円 + 98,000 円 = 245,000 円

所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2 年以下	800	1,800	24 年	10,800	11,800
3 年	1,200	2,200	25 年	11,500	12,500
4 年	1,600	2,600	26 年	12,200	13,200
5 年	2,000	3,000	27 年	12,900	13,900
6 年	2,400	3,400	28 年	13,600	14,600
7 年	2,800	3,800	29 年	14,300	15,300
8 年	3,200	4,200	30 年	15,000	16,000
9 年	3,600	4,600	31 年	15,700	16,700
10 年	4,000	5,000	32 年	16,400	17,400
11 年	4,400	5,400	33 年	17,100	18,100
12 年	4,800	5,800	34 年	17,800	18,800
13 年	5,200	6,200	35 年	18,500	19,500
14 年	5,600	6,600	36 年	19,200	20,200
15 年	6,000	7,000	37 年	19,900	20,900
16 年	6,400	7,400	38 年	20,600	21,600
17 年	6,800	7,800	39 年	21,300	22,300
18 年	7,200	8,200	40 年	22,000	23,000
19 年	7,600	8,600	41 年以上	22,000 千円に、勤続年数が 40 年を超える 1 年ごとに 700 千円を加算した金額	23,000 千円に、勤続年数が 40 年を超える 1 年ごとに 700 千円を加算した金額
20 年	8,000	9,000			
21 年	8,700	9,700			
22 年	9,400	10,400			
23 年	10,100	11,100			

4 市・県民税の算出について

市・県民税は均等割額と所得割額の合計により算出されます。

詳しい算出方法などは相馬市ホームページで確認できます。

[1] 均等割額

市民税	県民税	森林環境税（国税）
3,000 円	2,000 円	1,000 円

※県民税均等割額のうち、1,000 円は福島県森林環境税として森林環境保全のために使われます。

[2] 所得割額

市民税	県民税
6 %	4 %

※分離課税による譲渡所得等については税率が異なります。

個人市民税（納税義務者と課税内容）



5 事業所の名称などの変更について

事業所の名称や所在地、特別徴収関係書類送付先などに変更があった場合は、速やかに「法人等の異動・変更届出書」をご提出ください。

6 外国人を雇用する事業所の方へ

退職後に海外へ出国される方で未徴収税額がある場合には、最後の給与などから一括徴収するようお願いします。

個人住民税は、1 月 1 日に相馬市に住所のある方が前年（1 月 1 日から 12 月 31 日）に得た所得に対して課税されます。年の途中で出国（帰国）する方にも個人住民税は課税されます。

外国人の従業員が退職や出国する場合は、「年の途中で退職や出国した場合でも個人住民税の納税義務があること」、「納税管理人を定めてから出国すること」を外国人の従業員の方に説明をお願いします。

▶5 月中旬（特別徴収税額通知書送達後）から 12 月までの間に出国する場合

特別徴収税額に未徴収税額がある場合は、可能な限り退職時に支給する給与などから未徴収税額を一括徴収するようお願いします。

▶翌年 1 月～5 月中旬までの間に出国する場合

退職後の未徴収税額（5 月分まで）は、退職時に支給する給与などから一括徴収してください。（地方税法第 321 条の 5 第 2 項）

▶次の年度（新年度）の個人住民税

1 月 1 日に相馬市に住所がある方は、帰国しても次の年度（新年度）の個人住民税が課税されますので、納税管理人の届け出が必要であることの説明をお願いします。

▶退職後も相馬市内に住所・居所がある場合

納税管理人の届け出は必須ではありませんが、後日、本人に送付する納付書で、本人が納付する必要がある旨の説明をお願いします。

※納税管理人、納税管理人申告書などについては相馬市 HP をご確認ください。

外国人を雇用する事業所の方へ



令和

給与支払報告書
給与支払報告書
にかかる給与所得者異動届出書

※ 処理事項										現年度		新年度		両年度			
相馬市長殿 令和 年 月 日 提出										所在地		〒		指定番号			
										フリガナ				宛名番号			
										氏名又は名称				連担絡当先者			
										個人番号又は法人番号				氏名			
														所屬			
フリガナ		T・S・H		年 月 日		異動年月日		異動の事由		異動後の徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
氏名						年 月 日		異動の事由									
生年月日						年 月 日		異動の事由									
個人番号						年 月 日		異動の事由									
受給者番号						年 月 日		異動の事由									
1月1日現在の住所						年 月 日		異動の事由		異動後の徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
〒						年 月 日		異動の事由									
フリガナ						年 月 日		異動の事由									
氏名又は名称						年 月 日		異動の事由									
						年 月 日		異動の事由									

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。											
(特別徴収義務者)		指定番号		〒		新規		法人番号		所屬		担当者連絡先		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を記入		1. 必要 2. 不要	
新しい勤務先		所在地		フリガナ		氏名又は名称		年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		年12月31日までで、一括徴収の継続の申出がないため		徴収予定月 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で納入します。							
2. 一括徴収の場合		指定番号		〒		新規		法人番号		所屬		担当者連絡先		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を記入		1. 必要 2. 不要	
理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		3. 死亡による退職であるため		徴収予定月 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で納入します。											
3. 普通徴収の場合		指定番号		〒		新規		法人番号		所屬		担当者連絡先		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を記入		1. 必要 2. 不要	
理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		2. 異動が令和 年5月31日までで支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため		徴収予定月 (上記(ウ)と同額)		月分(翌月10日納入期限分)で納入します。											

法人等の異動変更届出書

受付印

年 月 日 相馬市長様	本店所在地	〒 TEL ()		
	法人名			
	代表者氏名・印	(印)		

下記のとおり異動・変更したのでお届けします。

実際の異動 変更年月日		年 月 日	※登記が必要と なる場合	異動変更の 登記年月日	年 月 日
変更事項		変 更 前		変 更 後	
本店・市内事業所	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	〒		〒	
	電話番号	()		()	
代表者	役 職 名				
	フリガナ				
	氏 名				
資本または 出資の金額		円		円	
事業年度		(自) ~ (至)		(自) ~ (至)	
		月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日	
書類等 送付先					
備 考					

○ 添付書類 1. 定款・規約等の写し 2. 登記簿謄本の写し

※注意 1. 登記を必要としない異動・変更については、登記簿謄本の添付は必要ありません。
2. 変更事項のみ該当する欄に記入してください。

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、次の「指定通知書」を利用される郵便局名を記入のうえ、当初納入される際その郵便局に提出して下さい。

(前年度利用の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません)
なお指定通知書を提出した場合は「郵便局指定通知書の提出について」を当市宛にお送り下さい。

令和 年 月 日

郵便局長様

福島県相馬市長 立谷 秀清



指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたから通知します。

認可又は承認番号

口座番号

02100-1-960036

加入者名

福島県相馬市会計管理者

取まとめ局

仙台貯金事務センター

郵便局提出用

令和 年 月 日

相馬市長様

特別徴収義務者

所在地

名称印

指定番号

郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を市県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	郵便局

相馬市提出用



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 相馬市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び相馬市税条例第46条の2及び3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。									
所在地 (住所)	〒 —								
フリガナ									
名称 (氏名)	⑩								
代表者の 職氏名					電話番号	— —			
法人番号									担当者 (連絡先) (氏名)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります			

【 注意事項 】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。

2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【 提出先 】〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 相馬市 総務部 税務課

※一度承認を受けた事業所は、毎年度の提出は必要ありません。

※給与の支払いを常時受ける者が10名以上になった場合には、遅滞なくその旨を届け出てください。

※滞納や著しい納入遅延がある場合には納期の特例の承認が取り消されることがあります。